

		<ul style="list-style-type: none"> 産業用ロボット 安衛法第59条 安衛則第36条の31、32、第150条の3～5 安衛則第151条 	適用	<ul style="list-style-type: none"> ②ボール盤等の回転する刃物に手が巻き込まれるおそれがあるときは、手袋の使用を禁止しているか ①ロボットの動作プログラムを作るティーチング作業に関する教育を実施しているか ②ロボットのメンテナンスや修理等の作業に関する教育を実施しているか ③産業用ロボットの可動範囲内で動作プログラムを作るティーチング作業を行うときには、手順を定め、これにより作業を行っているか ④労働者又は監視者が異常時に直ちに運転を停止できるように、対策を講じているか ⑤起動スイッチ・運転状態を切り替えるためのスイッチに、作業中の表示等の措置が行われているか ⑥産業用ロボットの運転中の危険防止を図るため、さく又は囲いを設けているか ⑦産業用ロボットの検査、修理、調整、掃除、給油等の作業時は、運転を停止し、起動スイッチにカギをかけ、作業中の表示をする等、当該労働者以外の者が起動スイッチを操作することを防止する措置を講じているか ⑧必要な点検は実施しているか 		
<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法 施行日:令和二年四月一日 労働安全衛生法施行令 施行日:令和三年四月一日 労働安全衛生規則 施行日:令和三年四月一日 有機溶剤中毒予防規則 施行日:令和二年十二月二十五日 	<ul style="list-style-type: none"> <労働安全衛生規則> 第151条の2～第151条の83 運搬機械・クレーン等の作業における危険防止 	<ul style="list-style-type: none"> 作業計画 安衛則第151条の3 技能講習、特別教育 安衛法第59、61条 検査 安衛則第151条の21～25 作業における危険防止 安衛則第151条の4、5 	適用	<ul style="list-style-type: none"> ①フォークリフトを用いて作業行うときは、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行っているか ②作業計画は、フォークリフトの運行経路及びフォークリフトの作業の方法が示されたものであるか ③定めた作業計画の内容は、関係労働者に周知しているか 		
	<ul style="list-style-type: none"> <労働安全衛生規則> 第257条 危険物、防火管理、化学設備等の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物等の管理 安衛則第257条 防火管理と消火設備 消防法8条 乾燥設備 安衛則第297条 	適用	<ul style="list-style-type: none"> ①危険物(引火性の物等)は状態を把握し、点検しているか ②消防法に基づいた管理を行っているか 		
	<ul style="list-style-type: none"> <有機溶剤中毒予防規則> 第1条～第24条 有機溶剤中毒の予防 	<ul style="list-style-type: none"> 有機溶剤の管理 有機則第1条 	適用	<ul style="list-style-type: none"> ①有機溶剤は作業方法を決定し、換気や保護具等適切であるか点検しているか ②有機溶剤作業主任者技術講習修了者より、有機溶剤作業主任者を選任しているか ③有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置等の事項を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しているか 		
	<ul style="list-style-type: none"> <労働安全衛生法> 第65条 <労働安全衛生法施行令> 第21条 作業環境測定 	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定を行うべき作業場 安衛法第65条 安衛令第21条 有機則28条 	適用	<ul style="list-style-type: none"> ①有機溶剤を取り扱う作業場は、6ヶ月以内ごとに1回、空気中の有機溶剤濃度を測定しているか ②測定した記録は、3年間保存しているか 		
	<ul style="list-style-type: none"> <労働安全衛生法> 第66条の1 <労働安全衛生法施行令> 第43条～第45条 健康診断 	<ul style="list-style-type: none"> 一般健康診断 安衛法第66条の1 安衛則第43～45条 有害業務における健康診断 有機則第29条 健康診断の事後措置 安衛法第66条の1～4 	適用	<ul style="list-style-type: none"> ①常用雇用する労働者を雇い入れる際に健康診断を実施しているか ②常用雇用する労働者に1年以内ごとに1回、健康診断を実施しているか ③特定業務(深夜業務等)従事労働者について配置換えの際及びその後6ヶ月以内ごとに健康診断を実施しているか 		
			適用	<ul style="list-style-type: none"> ①有機溶剤業務における健康診断は、配置換えの際及びその後6ヶ月以内ごとに1回、健康診断を実施しているか 		
			適用	<ul style="list-style-type: none"> ①健康診断の結果は、健康診断個人票を作成して、5年間保存しているか ②健康診断の結果は、所轄の労働基準監督署へ報告しているか ③健康診断の結果、当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものは、医師の意見を聴いているか 		

<p><労働安全衛生法> 第66条の8、10 <労働安全衛生規則> 第52条の2、3、6、7 メンタルヘルス及び快適な職場環境の形成</p>	<p>・面接指導 安衛法第66条の8 安衛則第52条の2、3、6、7</p> <p>・心理的な負担の程度を把握するための検査等 安衛法第66条の10</p> <p>・快適な職場環境の形成 安衛法第71条の2</p> <p>・受動喫煙の防止 安衛法第68条の2</p>	<p>適用</p> <p>適用</p> <p>適用</p> <p>適用</p>	<p>①時間外・休日労働が1ヶ月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、当該労働者の申出を受けて、遅滞なく、医師による面接指導を行っているか</p> <p>①常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを行っているか</p> <p>①作業環境を快適な状態(温熱条件、視環境等の不快と感じることがない状態)に維持管理するための措置を行っているか</p> <p>②労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置は行っているか</p> <p>①労働者の受動喫煙を防止するために、実情に応じて適切な措置を講ずるよう努めているか</p>		
---	---	---	---	--	--

